⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。
①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容
③　任用期間
④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先
防衛省人事教育局人事計画・補任課
〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５―１
電話番号：03―3268―3111（代表）（内線20755）

法　　務

公証人任免

大阪法務局所属公証人矢野収巖は願により公証人を免ぜられた（三月十一日）（法務省）

国家試験

平成22年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について

平成22年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、社団法人におい・かおり環境協会が行う。

平成22年３月31日　環境大臣　小沢　鋭仁

1　平成22年度臭気判定士試験
⑴　試験を行う期日　平成22年11月13日（土曜日）
⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府
⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成22年７月12日（月曜日）から平成22年９月10日（金曜日）までに、社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号101―0031　東京都千代田区東神田２丁目６番２号　電話番号03（5835）0315）に提出又は郵便をもって送付すること。郵送による場合、平成22年９月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　平成22年度嗅覚検査
⑴　検査を行う期日　平成22年４月１日（木曜日）から平成23年３月31日（木曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して社団法人におい・かおり環境協会が指定する日
⑵　検査を行う場所　北海道、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び鹿児島県
⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出又は郵便をもって送付すること。

3　その他
臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問い合わせは、社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。

公　　告

諸　　事　　項

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成22年２月28日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成22年３月31日　　財務大臣　菅　　直人

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額
（平成21年４月１日から平成22年２月28日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	4,742	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	5,121	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	66,878	1,605	
29	履物の一部品目	55,373	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	32,608	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	134,821	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	19,713	523	

備　考
１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。
２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年３月31日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年３月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山田工業株式会社　中村由紀夫　大阪市中央区道修町４―５―22　国土交通大臣許可（特―17）第2864号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「清掃施設工事業に関する営業」とは、注文者から清掃施設工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成22年４月１日から平成22年９月27日までの180日間